

社会保険等未加入対策の実施について

1 趣旨

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、市発注工事における社会保険等未加入対策を実施する。

2 取組内容

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止する。

市は受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して次の措置を行う。

措 置	内 容
指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月（最大1年）の指名除外を行う。
工事成績点の減点	指名除外措置に伴い、13点（最大20点）の減点を行う。

社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

「特別の事情」とは、当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかである場合など発注者が認めた場合で、個別に判断する。

なお、この場合においても、指定期間内（原則1か月）に社会保険等への加入を義務付けるものとし、一次下請業者が当該期間内に加入しなかった場合は、受注者に対して上記措置を行うこととする。

3 施行期日

平成29年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事から実施する。